

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 192 号（諮問第 233 号）

件名：ひぼう中傷事例として認識したもの等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和元年 7 月 19 日

2 原処分

令和元年 8 月 2 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る別表の 4 欄に掲げる自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和元年 8 月 6 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 12 月 6 日

5 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、人事局人事課（以下「人事課」という。）において管理する、別表の 4 欄に掲げる内容が記載された保有個人情報であると解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 請求 1

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報のうち、請求 1 に係る保有個人情報については、人事課が人事局全般に関連する政策の調整、人事局に属する職員の人事に関する事務、職員の任免、分限、懲戒、服務に関する事務等をつかさどるものとされていることから、人事課においては、審査請求人に係るひぼう中傷事例についての個人情報を取得することはないとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、所掌事務の内容から人事課において審査請求人に係るひぼう中傷事例等についての個人情報を取得することはないと認められることから、当該請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求 2

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報のうち、請求 2 に係る保有個人情報については、人事課が訴訟に関する事務の担当課として訴訟に対応した訴訟事件はあるが、当該事件に係る証拠等において審査請求人の個人情報は記載されておらず、他に当該請求に係る保有個人情報に該当するものもないとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、実施機関の主張のとおりであり、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、当該請求に係る保有個人情報を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 請求 3

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報のうち、請求 3 に係る保有個人情報については、特定の訴訟事件は、審査請求人が原告となった事件であるが、他の課室が訴訟に関する事務の担当課として訴訟に対応した事件であり、他の課室が所掌している事務に関するものであることから、審査請求人の個人情報を人事課が作成又は取得することはないとのことである。

そこで、当審議会において検討したところ、他の課室が訴訟に関する事務の担当課として訴訟に対応した事件であれば、人事課が当該事件に関して審査請求人の個人情報を取得することはないと認められることから、当該請求に係る保有個人情報を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 審査請求年月日	3 不開示決定	4 開示請求のあった保有個人情報の内容
1	令和元年 8月6日	令和元年8月2日 付け31人第221号	人事課に対する開示請求 ひぼう中傷事例、ひぼう中傷する者、団体等 として認識したもの
2		令和元年8月2日 付け31人第222号	人事課 裁判で愛知県が提出した証拠、証拠説明書
3		令和元年8月2日 付け31人第223号	人事課に対する開示請求 特定の訴訟事件に係る以下の文書 ・訴状 ・甲第1号証 ・甲第2号証 ・甲第3号証 ・甲第4号証 ・甲第5号証 ・甲第6号証 ・甲第7号証 ・甲第8号証 ・甲第9号証 ・甲第10号証 ・甲第11号証 ・甲第12号証 ・甲第13号証 ・答弁書